

検疫所における検疫官数・予算額の推移

1 検疫官数

(単位:人)

年 度	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
検 疫 官	367	358	344	348	358	373	381	386	379	384

2 予算額

(単位:百万円)

年 度	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
予 算 額	8,711	8,693	8,959	9,195	9,852	10,005	9,352	9,250	9,734	8,969

検疫官配置状況（平成26年度）

区分	名称	検疫官数
小樽検疫所管内		25
本所	本所	5
支所	千歳空港	8
出張所	函館	0
出張所	函館空港	3
出張所	旭川空港	3
出張所	室蘭	0
出張所	釧路	4
出張所	網走	0
出張所	留萌・石狩	0
出張所	苫小牧	0
出張所	稚内	2
出張所	紋別	0
出張所	花咲	0
仙台検疫所管内		18
本所	本所	7
支所	仙台空港	4
出張所	青森	3
出張所	青森空港	0
出張所	八戸	0
出張所	宮古	0
出張所	大船渡・気仙沼	0
出張所	釜石	0
出張所	石巻	0
出張所	秋田船川	2
出張所	秋田空港	0
出張所	酒田	0
出張所	小名浜	0
出張所	福島空港	2
成田空港検疫所		68
東京検疫所管内		47
本所	本所	13
支所	千葉	3
支所	東京空港	24
支所	川崎	4
出張所	日立	0
出張所	鹿島	0
出張所	茨城空港	3
出張所	木更津	0
横浜検疫所管内		9
本所	本所	9
出張所	横須賀・三崎	0

区分	名称	検疫官数
新潟検疫所管内		13
本所	本所	2
出張所	新潟空港	4
出張所	直江津	0
出張所	富山空港	3
出張所	伏木富山	0
出張所	金沢・七尾	0
出張所	小松空港	4
名古屋検疫所管内		33
本所	本所	7
支所	清水	3
支所	中部空港	20
支所	四日市	1
出張所	焼津	0
出張所	静岡空港	2
出張所	衣浦	0
出張所	三河・福江	0
出張所	尾鷲・勝浦	0
大阪検疫所管内		9
本所	本所	9
出張所	敦賀	0
出張所	内浦	0
出張所	舞鶴	0
出張所	岸和田	0
出張所	和歌山下津	0
関西空港検疫所		44
神戸検疫所		6
広島検疫所管内		30
本所	本所	5
支所	広島空港	5
出張所	境	3
出張所	米子空港	0
出張所	浜田	0
出張所	岡山空港	3
出張所	水島	2
出張所	呉	0
出張所	福山	2
出張所	宇部	0
出張所	徳山下松・岩国	2
出張所	徳島小松島	0
出張所	坂出	3
出張所	高松空港	0
出張所	松山	3
出張所	松山空港	0
出張所	新居浜	0
出張所	三島川之江	0
出張所	高知	2

区分	名称	検疫官数
福岡検疫所管内		44
本所	本所	10
支所	門司	5
支所	福岡空港	15
支所	長崎	3
支所	鹿児島	4
出張所	北九州空港	0
出張所	三池	0
出張所	唐津	0
出張所	伊万里	0
出張所	佐賀空港	0
出張所	佐世保	0
出張所	長崎空港	0
出張所	厳原・比田勝	2
出張所	水俣・八代	0
出張所	三角	0
出張所	熊本空港	0
出張所	大分・佐賀関	3
出張所	宮崎空港	2
出張所	佐伯	0
出張所	大分空港	0
出張所	細島	0
出張所	串木野・喜入	0
出張所	鹿児島空港	0
出張所	志布志	0
那覇検疫所管内		10
本所	本所	4
支所	那覇空港	4
出張所	平良	0
出張所	石垣	2
出張所	金武・中城	0
計		356

※各検疫所においては、管内における航空機等の運航状況の変化を勘案しながら、適宜、柔軟に人員配置体制を変更している。
 また、無人検疫所については、近隣の有人検疫所からの出張対応を原則としつつ、有症者の発生など有事の際の対応も想定しながら、複数箇所からの出張対応が可能な体制を確保している。

【 延 べ 差 押 件 数 推 移 】

年度	延べ差押件数	差押金額 <small>(単位:百万円)</small>
平成15年	55,830	20,943
平成16年	68,488	24,507
平成17年	77,262	29,878
平成18年	95,228	38,969
平成19年	120,525	45,409
平成20年	164,369	56,397
平成21年	177,260	65,605
平成22年	187,412	73,475
平成23年	212,087	79,735
平成24年	243,540	89,626

(出所)国民健康保険事業の実施状況報告(国民健康保険課調べ)

(注1)延べ差押数は、差押えた物件の数であり、1世帯で2つの物件を差し押さえた場合は2件と計算している。

(注2)差押金額は、差し押えに係る債権額(滞納保険料(税)額)である。